【注意】令和２年分以前の給与等には使用できません。 **令和３年分以降**

月額表の甲欄を適用する給与等に対する税額の電算機計算の特例について

毎月の給与や賞与（以下「給与等」といいます。）に対する源泉徴収税額は、「給与所得の源泉徴収税額表」によって求めることになっていますが、その給与等の支払額に関する計算を電子計算機などの事務機械によって処理しているときは、月額表の甲欄を適用する給与等に限り、財務大臣が定める方法(財務省告示)により、源泉徴収税額を求めることができる特例が設けられています。

［特例の対象となる給与等］

財務省告示による税額計算の特例の対象となる給与等は、「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出している人に支払う次の給与等です。

1　支給期が毎月、毎半月、毎旬又は月の整数倍の期間ごとと定められている給与

2　前月中に通常の給与を受けていない人に支払う賞与

3　前月中の通常の給与の 10 倍を超える賞与

［税額計算の方法］

給与等についての税額は、次の方法によって求めます。

1　まず、その月の給与等の金額から社会保険料等の金額を控除し「その月の社会保険料等控除後の給与等の金額」を求めます。

2　１で求めたその月の社会保険料等控除後の給与等の金額から次の①から④までの金額の合計額を控除し「その月の課税給与所得金額」を求めます。

①　その月の社会保険料等控除後の給与等の金額に応じて、第１表（次ページに掲載しています。）により求めた給与所得控除の額

②　源泉控除対象配偶者に該当する人がいる場合には、第２表（次ページに掲載しています。以下同じ。）に定める配偶者控除の額又は配偶者特別控除の額

③　控除対象扶養親族に該当する人がいる場合には、第２表により求めた扶養控除の額

（注）　所得者本人が障害者（特別障害者を含みます。）、寡婦、ひとり親又は勤労学生に該当する人については、その該当するごとに控除対象扶養親族が１人いるものとし、また、同一生計配偶者又は扶養親族のうちに障害者（特別障害者を含みます。）又は同居特別障害者に該当する人がいる場合には、これらの一に該当するごとに他に１人の控除対象扶養親族がいるものとします。

④　１で求めたその月の社会保険料等控除後の給与等の金額に応じて、第３表（次ページに掲載しています。）により求めた基礎控除の額

3　２で求めたその月の課税給与所得金額に応じて、第４表(次ページに掲載しています。）に定める算式により税額を計算します。

【注意】令和２年分以前の給与等には使用できません。　　**令和３年分以降**

第１表

その月の社会保険料等控除後の給与等の金額（A）		給与所得控除の額
以上	以下	
円	円	
－	135,416	45,834 円
135,417	149,999	（A）×40％－　8,333 円
150,000	299,999	（A）×30％＋　6,667 円
300,000	549,999	（A）×20％＋ 36,667 円
550,000	708,330	（A）×10％＋ 91,667 円
708,331 円	以上	162,500 円

（注）　給与所得控除の額に１円未満の端数があるときは、これを切り上げた額をもってその求める給与所得控除の額とします。

第２表

配偶者控除の額又は 配偶者特別控除の額	31,667 円
扶養控除の額	31,667 円×控除対象扶養親族の数

第３表

その月の社会保険料等控除後の給与等の金額（A）		基礎控除の額
以上	以下	
円	円	
－	2,162,499	40,000 円
2,162,500	2,204,166	26,667 円
2,204,167	2,245,833	13,334 円
2,245,834 円	以上	0 円

第４表

その月の課税給与所得金額(B)		税額の算式
以上	以下	
円	円	
－	162,500	（B）× 5.105％
162,501	275,000	（B）×10.210％－　8,296 円
275,001	579,166	（B）×20.420％－ 36,374 円
579,167	750,000	（B）×23.483％－ 54,113 円
750,001	1,500,000	（B）×33.693％－130,688 円
1,500,001	3,333,333	（B）×40.840％－237,893 円
3,333,334 円	以上	（B）×45.945％－408,061 円

（注）　税額に 10 円未満の端数があるときは、これを四捨五入した額をもってその求める税額とします。

［税額計算の特例により求めた税額と税額表による税額との差異］

税額計算の特例により求めた税額は、次に掲げるような理由から税額表による税額とは必ずしも一致しませんが、その差異は年末調整において精算されることになります。

1　税額表の税額は、その月の社会保険料等控除後の給与等の金額を一定の階級ごとに区分し、その区分の中間値を基として計算してある（例えば、「175,000 円以上 177,000 円未満」の場合には、176,000 円として計算してあります。）のに対し、この税額計算の特例では、その月の社会保険料等控除後の給与等の金額そのものを基として計算することになっています。

（計算例）その月の社会保険料等控除後の給与等の金額が 175,000 円で、源泉控除対象配偶者と控除対象扶養親族１人の場合

① 月額表甲欄の税額　　670 円

② 特例計算による税額　　640 円

｛175,000 円－(175,000 円×30％＋6,667 円)－31,667 円－31,667 円×1－40,000 円｝
×5.105％＝640 円（10 円未満四捨五入）

2　扶養親族等の数が７人を超える場合には、税額表では７人の場合の税額を計算し、その計算した税額から７人を超える１人につき 1,610 円を控除することとしているのに対し、この税額計算の特例では、扶養親族等の数に応じ、その月の社会保険料等控除後の給与等の金額から常に 1 人当たり 31,667 円を控除する方法で計算することになっています。

（計算例）その月の社会保険料等控除後の給与等の金額が 446,000 円で、源泉控除対象配偶者と控除対象扶養親族７人の場合

① 月額表甲欄の税額　　3,040 円－1,610 円＝1,430 円

② 特例計算による税額　　1,370 円

｛446,000 円－(446,000 円×20％＋36,667 円)－31,667 円－31,667 円×7－40,000 円｝
×5.105％＝1,370 円（10 円未満四捨五入）

3　その月の社会保険料等控除後の給与等の金額が 74 万円を超える場合には、税額表では扶養親族等の数が０人の場合を基準として税率の切替えをし、しかも若干の調整が加えられており、また、扶養親族等の数に関係なく同じ税率を適用して計算している部分があるのに対し、この税額計算の特例ではこのような調整をしないで、その月の社会保険料等控除後の給与等の金額が 74 万円を超える場合でも、74 万円以下の場合と同じ要領で計算することになっています。

（計算例）その月の社会保険料等控除後の給与等の金額が 775,200 円で、源泉控除対象配偶者と控除対象扶養親族２人の場合

① 月額表甲欄の税額　　61,167 円

53,980 円 ＋(775,200 円－740,000 円) ×20.42％＝61,167 円

② 特例計算による税額　　61,170 円

｛775,200 円－ 162,500 円－ 31,667 円－ 31,667 円×2－40,000 円｝
×20.42％－36,374 円＝61,170 円（10 円未満四捨五入）